

令和2年度 広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会 (東部建設事務所管内) 議事概要

【開催】

令和2年度の広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各協議事項について文書により委員に諮ることとし、令和2年6月15日付で開催した。

【協議事項】

別紙「令和2年度広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会協議事項について(東部建設事務所管内)」のとおり

【決定事項】

- ・ 国の緊急行動計画を受けた広島県の2020年度の取組事項及び取組方針の見直しについて了承した。
- ・ 規約の改正をした。

【意見】

○ 国の緊急行動計画を受けた広島県の2020年度の取組事項について【資料1及び補足資料】

- ・ 福山市： 大規模洪水からの広域避難について、実際の浸水は比較的、小さな河川から始まり、順次大きな河川へと広がった後、最終的に芦田川の決壊等へと発展していくことになる、このため、広域避難計画の作成に当たっては、対象河川の一連の浸水状況が時系列に分かる資料があれば、より効果的な検討につながると考えるので、国・県で連携して検討をお願いしたい。

また、大規模な住民避難を迅速・効率的に実施するため、県が地方公共機関として指定しているバス事業者などとも連携の上、関係機関の体制や具体的な対応を芦田川水害タイムラインに位置付けていただくようお願いしたい。

- ・ 広島県土木建築局： 必要な情報があれば、隨時提供していく。

令和2年度広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会

協議事項について（東部建設事務所管内）

1 協議事項

（1） 国の緊急行動計画を受けた広島県の 2020 年度の取組事項について【資料 1 及び補足資料】

平成 31 年 1 月に改定された「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を受けた広島県の 2020 年の取組として、国・県・市町を主体としたそれぞれの取組事項について協議する。

（2） 広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針（案）について【資料 2】

取組方針は、平成 29 年度に策定し令和元年度に見直したところであるが、それ以降の取組の状況を踏まえて時点修正を行うとともに、資料 1－1 の中から新規の取組事項等を取り入れる等、フォローアップを行う。なお、令和 2 年度からの新規取組事項は朱書きしている部分である。

また、資料 2（別紙）は令和 2 年 5 月 28 日時点の情報に更新した。

（3） 規約の改正について【資料 3－1, 3－2】

協議会構成員である市町の組織改編等に伴う所要の改正を行う。改正箇所は別表 3 であり、下線を引いてある箇所である。

2 添付資料

- ・【資料 1】：国の緊急行動計画に対応する 2020 年度取組事項
- ・【資料 1（補足資料）】：令和 2 年度の主な取組事項
- ・【資料 2】：広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針（案）
- ・【資料 2（別紙）】：危機管理型水位計及び河川監視カメラの配置について
- ・【資料 3－1】：規約改正（案）
- ・【資料 3－2】：新旧対照表